

VISA 認証サービス特約
(りそなデビットカード・りそなデビットカード〈JMB〉用)

1. (申込)

- (1) りそなデビット一体型 IC キャッシュカードおよびりそなデビット一体型 IC キャッシュカード〈JMB〉(以下総称して「本カード」といいます。)は VISA 認証サービス(以下「本サービス」といいます。)を付帯したカードとなります。
- (2) 本サービスの申し込みは本特約を承認のうえ、所定の方法により、専用のパスワードを含む所定の認証情報の登録を行い、設定完了の画面の表示をもって完了とし、設定手続きが完了した方を VISA 認証サービス会員(以下「会員」といいます。)とします。

2. (本サービス)

- (1) 本サービスは、Visa Worldwide の提供する「VISA 認証サービス」を利用可能とするサービスです。会員は、本サービスに対応した加盟店で電子商取引を行う際、本サービスの設定を行うことを通じて登録した専用パスワードを含む認証情報を入力することにより、本サービスを受けることができます。会員は、登録した認証情報が、本サービスの認証情報として利用されることに同意します。

3. (会員資格の喪失)

- (1) 次のいずれかに該当する場合、本サービスは会員から退会の申し出なく自動的に退会となり、本特約も終了します。なお、本サービスは、次のいずれかの場合以外の方法により、会員が任意に退会することはできません。
 - ①Visa デビットの決済口座である預金口座を解約した場合
 - ②本カードを解約した場合
- (2) 次のいずれかに該当する場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合には、当社は本サービスを解約することができるものとします。これに伴い、会員に損害等が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。
 - ①会員について、支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき
 - ②会員が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ③住所変更を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって当社において会員の所在が不明になったとき
 - ④会員が「りそな Visa デビットカード規定」に違反する等、当社がサービスの中止

を必要とする相当の事由が発生したとき

4. (免責)

- (1) 本サービスによるショッピングに関して生じた損害は補てんしません。
- (2) 当社は、ホームページに公開するなど所定の方法で会員に通知することにより、本サービスを任意に中止できるものとします。その結果、会員に不利益が生じても、当社は一切責任を負わないものとします。

5. (サービス内容の改廃及び本特約の変更等)

- (1) サービス内容は当社の都合により、変更することがあります。
- (2) 本特約は、当社の都合で変更することがあります。特約変更日以降は変更後の特約に従うものとし、この変更によって生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
- (3) 前各項の改廃および変更については、相応の期間をもって、当社ホームページ等により予告いたします。

6. (規定の準用)

本特約に特段の定めのない事項のうち、キャッシュカード機能については「普通預金規定」「キャッシュカード規定(個人用)」「デビットカード取引規定」および「生体認証ICキャッシュカードにかかる特約」を、Visa デビット機能については「りそな Visa デビットカード規定」を、りそなデビットカード(JMB)の会員については「りそな Visa デビットカード JMB 会員特約」を、マイゲートについては「マイゲート利用規定・当社所定事項」をそれぞれ準用するものとします。

以上

(2020年2月17日現在)